

介護職員等処遇改善の職場環境改善の取り組み

《入職促進に向けた取組》

- ・経験・資格等にこだわらない幅広い採用。
- ・地域行事への参加や主催等による就業魅力度向上の取り組み。

《資質の向上やキャリアアップに向けた支援》

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引などの受講支援。
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ、働き方等に関する定期的な相談の機会を確保。

《両立支援・多様な働き方の推進》

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実。
- ・有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。

《腰痛を含む心身の健康管理》

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩所の設置等健康管理対策の実施。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施。

《生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組

- ・介護ソフト（記録・情報共有・請求業務転記が不要なもの）情報端末（タブレット端末・スマートフォン端末等）の導入。
- ・介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入。
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備。
- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部研修会の活用等）を行っている。

《やりがい・働きがいの醸成》

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。